

 \bigcirc

山形県公幸

平成23年10月28日(金) 第2289号

每週火·金曜日発行

目	次
	> •

	古	亦	
○障害者自立支援法による指定障害福祉サー	・ビス事業者の指	定に係る事業の	
廃止		(庄内総合支庁地域保健福祉課)…	1077
○鳥獣保護区の指定		(みどり自然課)…	1078
○特定猟具使用禁止区域の指定		(同)…	同
○県道の供用の開始		(置賜総合支庁西置賜建設総務課)…	1080
○公共測量の実施の通知			同
○同		(同)…	同
○公共測量の終了の通知			同
		(砂防・災害対策課)…	1081
○土砂災害特別警戒区域の指定			司
	教育委員会関	關係	
	告 示		
○ 指字管理者の指字			1000
○相足自垤4の相足			1002
	公	告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…		(庄内総合支庁地域振興課)…	同
○平成23年度准看護師試験の実施		(地域医療対策課)…	1083
○大規模小売店舗の変更の届出		(商業・まちづくり振興課) …	同
○同			1084
○県営住宅入居者の一般公募		(置賜総合支庁建築課)…	1085
○平成24年度山形県立高等学校及び山形県立	対別支援学校の	高等部の入学者募集 (教育委員会) …	1088
○特定調達契約に係る落札者の公告		(上山明新館高等学校)…	1096
	正	誤	
	正	ix	
<u> </u>	<u></u>	示	

山形県告示第909号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次の とおり廃止した旨の届出があった。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
社会福祉法人 立川厚生会	山水園指定障害者居宅介護事業所	居宅介護	
東田川郡庄内町狩川字笠山433	東田川郡庄内町狩川字笠山433番地	居室介護	平成23.10.1
番地3	3	里度切问介護	

山形県告示第910号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 碁点鳥獣保護区
- 2 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課 において縦覧に供する。)
- 3 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、村山市の市街地の西部に位置し、河島山を中心として畑地、水田、果樹園、植林地等を含む里山地域となっている。河島山は、県の里山環境保全地域の指定を受け、遊歩道等が整備されており、自然体験の場として利用されている。

また、河島山の山頂にはブナが見られ、エゾユズリハ等の日本海要素植物とミドリヒメワラビ等の暖地性植物の双方が確認でき、湿地にはアギスミレ等の貴重な植物も確認され、多様な植物や貴重な植物が生育する自然が残っている。

このような自然環境を反映して、ノスリ、コゲラ、ヤマガラ、ホンドイタチ、ニホンリス、トウホクノウサ ギ等多様な鳥獣類が生息している。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、自然とのふれあいや鳥獣の観察等を通じた環境 教育の場を確保するため、鳥獣保護区として指定する必要がある。

山形県告示第911号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 (1) 名 称 最上川河川公園特定猟具使用禁止区域(寒河江市及び東村山郡中山町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 中郷特定猟具使用禁止区域 (寒河江市及び西村山郡大江町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 大沢川・大旦川特定猟具使用禁止区域(村山市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 白水川ダム特定猟具使用禁止区域(東根市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 德良湖特定猟具使用禁止区域(尾花沢市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器及びわな
- 6 (1) 名 称 田沢特定猟具使用禁止区域(北村山郡大石田町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 福田山特定猟具使用禁止区域(新庄市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 最上中部牧場特定猟具使用禁止区域(新庄市及び最上郡鮭川村)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 スルス沢特定猟具使用禁止区域(最上郡舟形町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名 称 米特定猟具使用禁止区域(最上郡鮭川村)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名 称 飯豊少年自然の家特定猟具使用禁止区域(西置賜郡飯豊町)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 12 (1) 名 称 手向特定猟具使用禁止区域(鶴岡市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 13 (1) 名 称 田麦俣特定猟具使用禁止区域(鶴岡市)
 - (2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、生活環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境 課において縦覧に供する。)
 - (3) 存続期間 平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

山形県告示第912号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年10月28日から同年11月10日まで縦覧 に供する。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 五味沢小国線

2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字太鼓沢字中道下48番7から

同 大字驚字下稲場32番3まで

3 供用開始の期日 平成23年10月31日

山形県告示第913号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施する地域

米沢市相生町から米沢市大字花沢までの地域

2 公共測量を実施する期間

平成23年10月19日から同年12月10日まで

3 作業の種類

公共測量(2級水準測量)

山形県告示第914号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東北森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

米沢市大字板谷地域

2 公共測量を実施する期間

平成23年10月6日から平成24年2月29日まで

3 作業の種類

公共測量 (境界基本図作成)

山形県告示第915号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県企業管理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施した地域

鶴岡市倉沢地域

2 公共測量を実施した日

平成23年10月5日

3 作業の種類

航空レーザ測量(0.5mグリッド)

山形県告示第916号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
湯舟 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯舟1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯舟 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大蕨 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大蕨 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
相ノ沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大蕨-1	別紙図面のとおり	地すべり
大蕨-2	別紙図面のとおり	地すべり
大蕨-3	別紙図面のとおり	地すべり
大蕨-4	別紙図面のとおり	地すべり
面白-1	別紙図面のとおり	地すべり
湯舟-1	別紙図面のとおり	地すべり
湯舟-2	別紙図面のとおり	地すべり
杉下-1	別紙図面のとおり	地すべり
杉下-2	別紙図面のとおり	地すべり
杉下-3	別紙図面のとおり	地すべり

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

山形県告示第917号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
湯舟 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯舟 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯舟 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大蕨 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大蕨 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
相ノ沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第13号

地方自治法(昭和22年法第67号)第244条の2第3項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の 指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月28日

山形県教育委員会

委員長 南 博 昭

1 公の施設の名称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館

2 指定する団体 東置賜郡高畠町大字高畠436番地

高畠町

3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
 - 平成23年10月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名称

特定非営利活動法人 たかだてスポーツクラブ

- (2) 代表者の氏名
 - 岡村 正博
- (3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市友江町23番71号(大山コミュニティセンター内)

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して日常生活の中で運動やスポーツを楽しむ場を提供するとともに、地域住民相互の親睦を図り、鶴岡市におけるスポーツの振興・文化活動などの事業を行い、地域社会における健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成23年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成24年2月15日(水)午後1時から午後3時30分まで
 - (2)場 所 山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル
- 2 受験手続

受験願書を平成23年12月1日(木)から同月7日(水)までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部地域医療対策課に提出すること(郵送の場合は、平成23年12月7日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける)。

3 その他

詳細については、健康福祉部地域医療対策課看護師確保対策担当(電話023(630)2258)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形 市役所において平成24年2月28日まで縦覧に供する。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ヤマザワ蔵王駅前店

山形市大字松原字下川原306番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小	売	業	を	行	亍	う	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
株	式	会	社	ヤ	マ	ザ	ワ		午前	10時			午後	9時	:	年間90日は開店	寺刻午前9時

(変更後)

小	売	業	を	-	行	う	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考	÷
株	式	会	社	ヤ	マ	ザ	ワ		午前	9時			午後	9時				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで。ただし、年間90日は午前8時30分から午後9時30分まで (変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

4 変更年月日

平成23年10月15日

5 届出年月日

平成23年10月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年2月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童 市役所において平成24年2月28日まで縦覧に供する。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ長岡店

天童市中里七丁目4番22外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号 代表取締役 板垣宮雄

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小	売	業	:	Ÿ	行	う	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
株	式	会	社	ヤ	マ	ザ	ワ		午前	10時			午後	11時		年間90日は開店時	刻午前9時

(変更後)

小	売	業	を	行	う	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考
株	式	会	社・	PP	ザ	ワ		午前	9時			午後	11時			

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後11時30分まで。ただし、年間90日は午前8時30分から午後11時30分まで (変更後) 午前8時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成23年10月15日

5 届出年月日

平成23年10月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年2月28日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第 1 項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	脚	宣金
	樂	声
		8のにす月家相名 分債当額
	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	25, 200
無	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	日 21,800
	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	日,100
	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	日,900
₩	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	日4,800
	収入が 104,000円 以下の者 以下の者	
	区 公 表23	一般用
神	大 数 数 1 口	23
格	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 58.0
損	住宅形式 住間	3 D K
	押	
	所在	西置賜郡小国町 大字兵庫舘3-3-9
	を	県営小国アパー11日
	夲	県営 ト1号

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円

山

- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (n) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成23年11月7日から同月11日まで(受付時間:午前10時から午後5時)(ただし郵送の場合は、平成23年11月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成23年12月下旬

平成24年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。 平成23年10月28日

> 山形県教育委員会 委員長 南 博 昭

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

	兴	全	日常	削 の	課	程	定	書 時制ℓ)課程		#dts	≑ ⊓
	学 校 名	訍	置	学科	ŀ	入学定員	設置	学科	入学定	三員	特	記
山形	が県立山 形 東 高 等 学 校	普通				240						
同	山形南高等学校	普通				240						
		理数				40						
同	山形西高等学校	普通				240						
同	山形北高等学校	普通				200						
		音楽				40						
同	山形工業高等学校	工業	機械			80						
			電子:			40						
			情報:			40						
			建築:			40						
			環境:	ンスラ	- A	40				_		
同	山形中央高等学校	普通				200						
	- I. W - 2 · · · · · ·	体育				80	- V		,			
同	霞城学園高等学校						普通		午前			
									午後			
		26.27							夜	40		
同	上山明新館高等学校	普通	مار ۵			200						
		農業	食料		産	40						
	工产支放光柱	商業	情 報	経	営	40						
同	天童高等学校	総合	^		th/	160				-		
同	山 辺 高 等 学 校	家庭	食		物如	40						
		手排	福		祉護	40						
同	寒河江高等学校	看護 普通	看		丧	200						
IHJ	尽 仍 仏 同 守 子 仪	農業	果植	園	芸	40						
同	寒河江工業高等学校	工業	機	1 281	械	40				_		
l+1	本的任工采向守于仅	上未	電 子	- 機	械	40						
			情報		術	40						
			土	• 1	木	40						
同	谷 地 高 等 学 校	普通			* 1 *	120						
同	左沢高等学校					120						
同	村山農業高等学校		農産	ンスラ	- <i>A</i>	40				\dashv		
			環境ク			40						
同	楯 岡 高 等 学 校	普通				200						
同	東根工業高等学校		機械	シスラ	- A	40						
			電子:	シスラ	- A	40						
			プロダク	フトデザ	イン	40						
同	北村山高等学校	総合				160						
同	新庄北高等学校	普通				200	普通		夜	40		
	最 上 校	普通				40						

同	新庄南高等学校	普通		120					
		商業	総合ビジネス	40					
同	新庄神室産業高等学校	農業	生物生産	40					
			生 物 環 境	40					
		工業	機械システム	40					
			電気システム	40					
			環境デザイン	40					
同	金山高等学校	普通		40					
同	真室川高等学校	普通		80					
同	米沢興譲館高等学校	普通		160					一般入学者選抜
		理数		40					おいて、普通科と野
									数科は、まとめて夏
									集する。
同	米沢東高等学校	普通		160					
同	米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜	40	全日制の課程に
			生産システム	40					いて、機械科と生産
			電 気	40					システム科、電気和
			意 匠 情 報	40					と意匠情報科、建築
			建築	40					科と環境工学科は、
			環境工学	40					それぞれまとめて
									集する。
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80					
			国際ビジネス	40					
			情報ビジネス	40					
同	置賜農業高等学校	農業	生物生産	40					
			園 芸 活 用	40					
			環 境 緑 地	40					
	飯 豊 分 校	農業	農業	40					
同	南陽高等学校	普通		200					
同	高畠高等学校	総合		120					
同	長 井 高 等 学 校	普通		200					
同	長井工業高等学校	工業	機械システム	40					
			電子システム	40					
			環境システム	40					
			福祉情報	40					
同	荒 砥 高 等 学 校	普通		80					
同	小 国 高 等 学 校	普通		80					
同	鶴岡南高等学校	普通		160					一般入学者選抜り
		理数		40					おいて、普通科と理
									数科は、まとめて乳
									集する。
同	鶴岡北高等学校	普通		200					
同	鶴岡工業高等学校	工業	機械システム	40	工業	工業技術	夜	40	
			生産システム	40					
			電気電子システム	40					
			情報通信システム	40					
			建築システム	40					
			環境システム	40					

同	鶴岡中央高等学校	普通					120				
		総合					160				
同	加茂水産高等学校	水産	海	洋	技	術	40				
			海	洋	資	源	40				
同	庄内農業高等学校	農業	生	物	生	産	40				
			遠	芸	科	学	40				
			生	物	環	境	40				
同	山 添 高 等 学 校	普通					40				
同	庄内総合高等学校	総合					120				
同	酒田東高等学校	普通					200				
同	酒田西高等学校	普通					200	普通	夜	40	
同	酒田光陵高等学校	普通					120				
		工業	機			械	40				
			電	子	機	械	40				
			エク	ネルミ	ギーŧ	支術	40				
			環	境	技	術	40				
		商業	国	際	経	営	120				
		情報					40				
同	遊佐高等学校	普通					80				

- (注) 入学者志願に係る詳細については、別記1「平成24年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程 入学志願要項」に定めるところによる。
- 2 山形県立高等学校通信制の課程

	学 校 名	設置	学科	入学定員
山形り	県立霞城学園高等学校	普	通	120
		服	飾	40
同	鶴岡南高等学校	普	通	80

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記 2 「平成24年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。
- 3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山 形 盲 学 校	県 下 一 円	普 通	若干名
		保健理療	若干名
同 山形 聾学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同 山形養護学校	県 下 一 円	普 通	14
同 米沢養護学校	米沢市、南陽市、長井市、高畠町、	普 通	14
	川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	百 地	
同 ゆきわり養護学校	県 下 一 円	普 通	若干名
同鶴岡養護学校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新庄養護学校	新庄市、金山町、最上町、舟形町、	普通	14
	真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	日 地	14
同 村山特別支援学校	山形市、寒河江市、上山市、天童市、		
	山辺町、中山町、西川町、朝日町、	普 通	11
	大江町		

同	楯 岡 校	村山市、東根市、尾花沢市、河北町、 大石田町	普	通	11
同	上山高等養護学校	山形市、米沢市、寒河江市、上山市、 村山市、長井市、天童市、東根市、 尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、 河北町、西川町、朝日町、大江町、 大石田町、高畠町、川西町、小国町、 白鷹町、飯豊町	普	通	24
司	鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、新庄市、金山町、 最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村、庄内町、三川町、 遊佐町	普	通	16

山

- (注) 1 受入れ区域については、特に必要があると認められる場合は、上記によらないことがある。
 - 2 入学志願に係る詳細については、別記3「平成24年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項」に定めるところによる。
- 4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山 辺 高 等 学 校	看 護	40

- (注) 入学志願に係る詳細については、別記4「平成24年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項」に定めると ころによる。
- 5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

	学 校 名			受入れ区域				設置	学科	入学定員		
L	山形県立山					県	下	_	円	理	療	若干名
Ī	司 山	形	ろう 龍雪	学	校	県	下	_	円	商業	技術	若干名
										生産	技術	若干名

(注) 入学志願に係る詳細については、別記 5 「平成24年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記1

平成24年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学者選抜を志願することのできる者は、平成24年3月に山形県内の中学校又はこれに準ずる山形県内の学校(以下第1において「中学校」という。)を卒業する見込みの者で、志願先高等学校の推薦要件を満たし、かつ在籍中学校長の推薦を得た者とする。

2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則(昭和24年3月県教育委員会規則第4号)の定めるところによる。

- 3 対象学科・募集人員 別に定める。
- 4 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 出願に必要な書類
 - イ 共通に必要な書類
 - (イ) 推薦入学願書
 - (ロ) 在籍中学校長の推薦書

- (ハ) 調査書
- ロ 個別に必要な書類
 - (イ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成24年1月23日(月)から1月27日(金)正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要に応じて実施等される適性検査、作文・実技検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査等は、平成24年2月8日(水)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成24年2月16日(木)必着で、在籍中学校長あて郵送する。ただし、合格者の発表は、平成24年3月17日(土)に行う。

第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜

1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成24年3月に山形県内の連携型中 高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校(県立金山高等学校、県立小国高等学校)

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成24年1月23日(月)から1月27日(金)正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

- (1) 面接は、平成24年2月9日(木)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成24年2月16日(木)必着で、在籍中学校長あて郵送する。ただし、合格者の発表は、平成24年3月17日(土)に行う。

第3 一般入学者選抜

- 1 志願資格
 - 一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 平成24年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程(以下第3において「中学校」という。)を修了(以下第3において「卒業」という。)する見込みの者
 - (2) 中学校を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の各号のいずれかに該当する者
- 2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則の定めるところによる。

- 3 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 共通に必要な書類
 - イ 入学願書
 - ロ調査書
 - (2) 個別に必要な書類
 - イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成24年2月20日(月)から2月24日(金)正午までの間に、在籍又は出身中学校 長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行う。 なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものと する。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

- (1) 学力検査は、平成24年3月10日(土)に志願先高等学校で受検するものとする。
- (2) 面接は、平成24年3月10日(土)学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願状況等に応じては、面接を翌日の平成24年3月11日(日)とすることがある。
- (3) 適性検査は、平成24年3月11日(日)に志願先高等学校で行うものとする。
- (4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成24年3月17日(土)に受検番号によって行う。

第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜

1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1志願 資格」に該当し、平成24年4月1日現在で20歳以上の者とする。

- 2 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 入学願書
 - (2) 出身中学校の卒業証明書
 - (3) 提出期間

入学願書及び卒業証明書は、平成24年2月20日(月)から2月24日(金)正午までの間に、志願者が志願 先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、平成24年3月10日(土)に行う。
- (2) 合格者の発表は、平成24年3月17日(土)に受検番号によって行う。

第5 注意事項

- 1 入学願書には、受験料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。
- 2 国立諸学校に合格し入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。
- 3 この要項に定めるもののほか、細部については、平成24年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記2

平成24年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成24年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程(以下別記2において「中学校」という。)を修了(以下別記2において「卒業」という。)する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成24年度入学予定者に限る。

2 募集区域

県下一円

- 3 出願に必要な書類及び提出期間
 - (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として300円の山形県収入証紙をはり、消印しないこと。

(2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

(3) 提出期限

平成24年3月1日(木)から3月23日(金)午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

- (1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。
- (2) 合格者の発表は、平成24年3月28日(水)までに行う。3(3)本文の期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。
- 5 その他
 - (1) 細部については、平成24年山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
 - (2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出する。

別記3

平成24年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 中学校又は特別支援学校の中学部を平成24年3月卒業見込みの者
 - ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者
 - ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学校 教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者
 - ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- (2) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校においては、知的発達の遅滞があり、一般就労を目指す教育課程を履修できる者とする。
- 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に 示す。

- 3 入学志願及び調査書等の提出
 - (1) 入学志願は1人1校とする。
 - (2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校並びに特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

- (3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

- 5 選考方法
 - (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
 - (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
 - (3) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領並びに関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行うとともに、志願者の在籍又は出身学校長を経由し、志願者に通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記4

平成24年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項

第1 山辺高等学校専攻科(看護)

1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を、平成24年3月卒業見込みの者とする。

2 出願期間

平成24年1月27日(金)から2月2日(木)正午まで

3 提出書類

学校所定の入学願書

受験料は要しない。

4 選抜

卒業の判定をもって行う。

5 合格発表

平成24年2月17日(金)正午予定

6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記5

平成24年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 高等学校又は特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい)の高等部を平成24年3月卒業見込みの者
 - ロ 高等学校又は特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい)の高等部を卒業した者
 - ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者
 - ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。
- 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

- 3 入学願書及び調査書等の提出
 - (1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

- (2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

- 5 選考方法
 - (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
 - (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
 - (3) 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領並びに関係特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい)の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

7 その他

平成23年10月28日(金曜日)

細部については、志願校に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年10月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- 山形県立上山明新館高等学校教育用電子計算機の賃貸借サービス 一式 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所任地 山形県立上山明新館高等学校事務室 上山市仙石650番地 電話番号023(672)1701
- 3 落札者を決定した日 平成23年9月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 リコージャパン株式会社 山形市松波一丁目14番14号
- 5 落札金額 3,523,842円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成23年7月22日

正 誤

発行年月日県公報
番 号ページ行

正

平成23. 8.12 第2268号 827 23

誤

最上郡鮭川村大字曲川字烏帽子ハゲ3586番から 同 3597番3まで

正

最上郡鮭川村大字曲川字烏帽子ハゲ3586番から 同 字滝ノ沢3597番3まで

電話 山形(631)2057 (631)2056